

町民の声への回答

【タイトル】 「グラウンドホッケー場建設に係る件」

(総務課 回答)

八頭町における住民投票は、八頭町自治基本条例において規定し、実施に関する手続は、八頭町住民投票条例及び八頭町住民投票条例施行規則で規定しています。実施については、町民請求、議会請求、町長発議の3通りがあり、町民請求の手続は、「八頭町の議会の議員及び長の選挙権を有する者（住民投票実施請求代表者証明書を交付された者）は、その総数の3分の1以上の署名（押印）を添えて、町政全体に関する重要事項について、住民投票を請求することができる。」となっています。

また、本条例制定の際には、町民・議会・行政が協力して取組みを行い、最終的に議会で可決していただいた条例となっています。

(社会教育課 回答)

八頭町（旧の郡家町）とホッケーとの出会いは、昭和60年の「鳥取わかとり国体」のホッケー競技会場が決定した時から始まります。それから40年余りの時が流れる中で、多くの選手の皆さん、指導をしていただいている先生方や地域の方に支えられて、ホッケーの歴史を重ねてまいりました。練習施設的环境が十分でない中で、小学生や中学生は、大変頑張ってくれており、全国大会においても優秀な成績を収め、鳥取「八頭」の名を全国に広めていただいているところです。

また、先輩にはオリンピック選手も輩出しております。日の丸を胸に活躍する姿は、子どもたちのあこがれであり、目標であり、誇りではないかと思えます。子どもたちは、この大きな夢に向かって、優秀な指導者の下、日々練習を重ねています。この八頭の子どもの大きな夢の実現に向けて、是非、施設環境の整備を行いたいと考えております。

そして、もう一つの視点がホッケーを活用したまちづくりです。人工芝の施設が整備されれば、地方大会、全国大会の開催・誘致が可能となり、県外から多くの方が八頭町を訪れるきっかけとなります。ただ、大会を誘致するだけではなく、例えば、大会と八頭町での体験・交流を組み合わせたような体験型大会（自然・食・人を体感するような企画）による八頭町ファンの拡大であるとか、滞在型の観光へのツールとしての活用を図ることにより、交流人口の拡大から、移住・定住人口の増加へとつなげ、賑わいと元気のあるまちづくりに寄与する施設になり得るものと考えております。

明日の八頭町を託す子どもたちの大きな夢の実現、そして、交流による賑わいのあるまちづくりに向けて、ご理解をお願いします。